

令和7年度 十津川紀の川直轄管理事業
大迫ダム漏水量・堤体変位観測装置更新工事

特 別 仕 様 書 (案)

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則	令和7年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム漏水量・堤体変位観測装置更新工事（以下、「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び近畿農政局農村振興局制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」 URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html（以下、「共通事項書という。」）に基づいて実施するものとする。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、国営十津川紀の川土地改良事業により造成された大迫ダム漏水量・堤体変位観測装置が、常に十分な機能を発揮できるよう機器の更新を行うものである。	
2. 工事場所	奈良県吉野郡川上村北和田及び大迫地内	
3. 工事概要	本工事は、大迫ダム漏水量・堤体変位観測装置の更新工事で、その概要は次のとおりである。 (1) 漏水量観測装置更新 1 式 (2) 堤体変位観測装置更新 1 式	
4. 工事数量	本工事の工事数量は、別紙1「工事数量表」のとおりである。	
5. 施工範囲	本工事の施工範囲は、「第2章3. 工事概要」に示す設備の設計、製作、輸送、据付（更新設備等の撤去含む）、配線及び試運転調整までの一切とする。	
6. 工 期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合せた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている200日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の翌日から令和9年3月13日（工事完了期限日）まで ※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、契約変更）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	既設の設備を停止する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。	
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は、次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 据付工事（屋内工事）は、休日等11日（月平均）を見込んでいる。	

項 目	内 容	備 考
3. 施工しない日	(3) その他の工事は、雨天・休日等13日(月平均)を見込んでいる。なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。 原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇(8月12日～8月14日)、年末年始休暇(12月29日～1月3日)については、施工しないものとする。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の施行事務のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日において、やむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
4. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時15分から午前8時30分については、施工しないものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯において、やむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第4章 現場条件		
1. 関連工事等	受注者は、次に示す隣接工事、又は関連業務の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 (1) 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム等施設管理業務 (令和8年4月1日～令和10年3月31日) (2) 十津川紀の川直轄管理事業 統合管理施設等点検業務 (令和6年4月1日～令和9年3月31日)	
2. 搬入路	現場への搬入路として、利用する堤頂道路(県道224号大台大迫線)の荷重制限は14tである。	
3. 第三者に対する措置	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において処理するものとする。	
第5章 提出図書		
1. 承諾図書	共通仕様書(施)第1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は、工事の契約日から製品製作前までに提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。	
2. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講ずるものとする。	
第6章 仮 設		
1. 工事用電力	既設設備撤去及び据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。	
第7章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、大迫ダム敷地内であるが、その他の用地が必要な場合は、事前に監督職員の承諾を受けるものとする。	
2. 工事用地等の使用	発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。	

項 目	内 容	備 考															
第 8 章 貸与する資料等	本工事の設計・施工において、関連する次の資料は貸与する。 (1) 貸与資料 <table><tr><th>番号</th><th>資 料 名 称</th></tr><tr><td>1</td><td>平成 1 8 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム漏水桝水位計更新工事 完成図書 1 式</td></tr><tr><td>2</td><td>平成 1 9 年度 第二十津川紀の川農業水利事業 大迫ダム配線施設等更新工事 完成図書 1 式</td></tr><tr><td>3</td><td>平成 2 6 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム地震観測装置更新工事 完成図書 1 式</td></tr><tr><td>4</td><td>平成 2 7 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム漏水量観測装置改修工事 完成図書 1 式</td></tr><tr><td>5</td><td>平成 2 8 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム堤体変位観測装置更新工事 完成図書 1 式</td></tr></table> (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 南近畿土地改良調査管理事務所 大迫ダム管理所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。	番号	資 料 名 称	1	平成 1 8 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム漏水桝水位計更新工事 完成図書 1 式	2	平成 1 9 年度 第二十津川紀の川農業水利事業 大迫ダム配線施設等更新工事 完成図書 1 式	3	平成 2 6 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム地震観測装置更新工事 完成図書 1 式	4	平成 2 7 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム漏水量観測装置改修工事 完成図書 1 式	5	平成 2 8 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム堤体変位観測装置更新工事 完成図書 1 式				
番号	資 料 名 称																
1	平成 1 8 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム漏水桝水位計更新工事 完成図書 1 式																
2	平成 1 9 年度 第二十津川紀の川農業水利事業 大迫ダム配線施設等更新工事 完成図書 1 式																
3	平成 2 6 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム地震観測装置更新工事 完成図書 1 式																
4	平成 2 7 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム漏水量観測装置改修工事 完成図書 1 式																
5	平成 2 8 年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム堤体変位観測装置更新工事 完成図書 1 式																
第 9 章 試運転調整	本工事の試運転調整に要する電力料金は、発注者において負担する。																
第 10 章 撤去機器の処分	撤去品は、大迫ダム直下流左岸の用地まで搬出・運搬し、シート等により養生するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。なお、撤去品は数量及び重量を確認の上、写真を添付して監督職員に報告するものとし、様式等については、監督職員が指示する。																
第 11 章 設 計	1. 一般事項. (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及第 8 章第 1 項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準及び関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とするものとする。 (4) 運転が確実で容易なものとするものとする。 (5) 設計、製造、据付に当たっては、特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。 2. 設計諸元 (1) 環境条件 機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。 <table><tr><th>機器区分 項 目</th><th>屋内機器</th><th>屋外機器</th></tr><tr><td>温 度</td><td>5 ～ 4 0℃</td><td>－ 1 0 ～ 4 0℃</td></tr><tr><td>相対湿度</td><td>3 0 ～ 8 0 % ※結露のないこと</td><td>3 0 ～ 9 5 % ※防水構造は機器仕様による</td></tr></table> (注) 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。 2) 室内機器とは、処理装置、データロガー、スキャンユニットとする。 3) 屋外機器とは、水位計とする。 (2) 機器への供給電源 機器への供給電源は、次の電源方式、電源仕様とする。 <table><tr><th>電源方式</th><th>電 源 仕 様</th><th>備 考</th></tr><tr><td>交流電源</td><td>①相数・電圧：単相 2 線、100V ± 10V ②相数・電圧：三相 3 線、200V ± 20V ③周 波 数：50/60Hz ± 3Hz</td><td></td></tr></table>	機器区分 項 目	屋内機器	屋外機器	温 度	5 ～ 4 0℃	－ 1 0 ～ 4 0℃	相対湿度	3 0 ～ 8 0 % ※結露のないこと	3 0 ～ 9 5 % ※防水構造は機器仕様による	電源方式	電 源 仕 様	備 考	交流電源	①相数・電圧：単相 2 線、100V ± 10V ②相数・電圧：三相 3 線、200V ± 20V ③周 波 数：50/60Hz ± 3Hz		
機器区分 項 目	屋内機器	屋外機器															
温 度	5 ～ 4 0℃	－ 1 0 ～ 4 0℃															
相対湿度	3 0 ～ 8 0 % ※結露のないこと	3 0 ～ 9 5 % ※防水構造は機器仕様による															
電源方式	電 源 仕 様	備 考															
交流電源	①相数・電圧：単相 2 線、100V ± 10V ②相数・電圧：三相 3 線、200V ± 20V ③周 波 数：50/60Hz ± 3Hz																

項 目	内 容	備 考	
第 12 章 構造及び製作	(3) 塗装 機器の塗装は、次のとおりとする。 1) 塗装は、JEM1135 に準拠するものとする。 2) 機器の塗装仕様は、原則として防錆処理後焼付塗装（製造者標準塗装仕様）とする。 3) 塗装色については、標準塗装仕様（5Y7/1）以外の場合は、見本を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。ただし、汎用品は除く。 4) 汎用品については、製造者の標準塗装仕様及び塗装色とする。		
	1. 一般事項	(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。 (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。 (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 13 章「水管理制御設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。 (4) 構造及び製作は、既存の機能を踏襲し、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。	
	2. 機器仕様	機器仕様は、既設仕様性能と同等以上とし、下記仕様に記載されている項目については、これも満たすものとする。 なお、下記（1）、（2）、（3）については、既設の漏水量記録装置収納ラック内に、（4）については、既設水路内に、（5）については、既設屋外端子収納ボックス内に収納するものとする。 (1) 処理装置（漏水量・堤体変位用） 用 途 工業用 FA コンピュータ C P U インテル® プロセッサ 2.0GHz 相当 メ モ リ 8GB 以上 表示機能 1280×1024ドット程度 内蔵光学ドライブ DVD スーパーマルチドライブ 内蔵 HDD 240GB 程度（ミラーリング機能） インタフェース USB、シリアル、ディスプレイ、ネットワーク 拡張スロット PCI×6 程度 搭載 OS Windows11 Iot 相当 そ の 他 液晶ディスプレイ、キーボード、マウス 数 量 1 台 設置場所 既設の漏水量記録装置ラック内 (2) データロガー（漏水量・堤体変位用） 測定対象 ひずみゲージ、ひずみゲージ式変換器、直流電圧、直流電流、測温機能付土木変換機、ポテンションメータ式センサ、温度(熱電対・白金測温抵抗体) 入力 CH 数 最大 1000CH(外部スキャン接続時) スキャン速度 50ms/CH(標準) 動作モード リアルタイム測定、モニタ測定、自動測定 自動測定機能 トリガ測定、インバル測定、トリガインバル測定 測定ファンクション インシヤル、オリジナル、メジャー 測定範囲 -50000～+50000×10 ⁻⁶ ひずみ 分解能 1×10 ⁻⁶ ひずみ 精 度 ±（表示値の 0.05%+1）×10 ⁻⁶ ひずみ ゲージ率 2.00 固定	

項 目	内 容	備 考
	表 示 5 インチカラー液晶(TFT)、タッチパネル(静電容量方式) インターフェイス RS232C、LAN(10BASE-T/100BASE-TX)、USB2.0 使用温湿度範囲 温度 0～50℃、湿度 20～85%(結露しないこと) 電 源 AC100～240V 消費電流 0.5A 以下 保護等級 IP20(JIS C0920/IEC60529) 外形寸法 330(W)×440(D)×115(H) 重 量 約 7.0 kg(スキャニングユニット未実装時) 数 量 1 台 設置場所 既設の漏水量記録装置ラック内 (3) スキャニングユニット 入力CH数 10CH 入力端子 はんだ付け、ネジ止め共用型 切替素子 半導体リレー 使用温度範囲 温度 0～50℃、湿度 20～85%(結露しないこと) 外形寸法 320(W)×80(D)×28(H) 重 量 約 1.0 kg 数 量 1 台(データロガーに実装) (4) 水位計 種 類 ひずみゲージ式変換器 検出方法 浮力荷重式水位計 定格容量 水位 300 mm 非直線性 ±0.5%R0 以内 ヒステリシス ±0.5%R0 以内 定格出力 1.2mV/V(2400×10E ⁻⁶ ひずみ)±10% 許容過負荷 120% 保護等級 IP67(JIS C 0920) 数 量 2 台 設置場所 既設水路内 (5) 水位計変換器 適合変換器 ひずみゲージ式変換器 測定範囲 ±3.2mV/V 分 解 能 入力範囲に対して 64000 カウント 校正機能 実負荷校正、感度登録校正、数値登録校正 表 示 ±9999 ゼロ調整機能 デジタルゼロ 平滑機能 最小目盛、移動平均 出 力 電圧出力、電流出力 非直線性 ±0.1%FS 以内 数 量 2 台 設置場所 既設の屋外端子盤収納ボックス内に設置	
3. ソフトウェア仕様	(1) 自動計測管理機能 定時インターバル観測や任意観測を実行し、観測の都度、受信した各種データを内蔵ハードディスクのデータベースへ格納し、インターバル間隔の設定が行えること。 (2) データ表示機能 待機画面において、最新データ及び時架す観測時刻の表示が行えること。 (3) データ集録・表示機能 データロガーとLANインターフェイスを介してデータの集録と制御が行えること。	

項 目	内 容	備 考
	(4) 接続設定機能 各種計器の接続チャンネルや初期値・校正係数等の計器情報を設定し、必要に応じて、追加計器の設定が行えること。 (5) 日時リスト印字／表示機能 格納済データから観測日時の印字、表示出力が行えること。 (6) 日報・月報・年報印字／表示機能 指定した期間、日時分、タイトル選択により、日／月／年単位での印字、表示出力が行えること。なお、帳票様式は、任意の計器を組合せ設定して出力が行えること。 (7) 履歴図作図／表示機能 指定した期間、日時分、タイトル選択により、経時変化グラフの作図、表示出力が行えること。なお、作図様式は、任意の計器を組合せ設定して出力が行えること。 (8) 相関図作図／表示機能 指定した期間、日時分、タイトル選択により、異なる計器同士の相関図の作図、表示出力が行えること。なお、作図様式は、任意の計器を組合せ設定して出力が行えること。 (9) データ入力／修正／削除機能 格納済データの修正と新規データの追加、手動観測計器のデータ入力等をキーボードで行えること。なお、保存データを復旧する機能によりバックアップデータの読み込みが行えること。 (10) データ保存／復旧機能 格納済データを外部媒体等へバックアップ用データとしてファイル出力し、データ保存が行えること。なお、保存データを復旧する機能によりバックアップデータの読み込みが行えること。 (11) テキスト変換／読み込み機能 格納済データをテキスト形式に変換しファイル出力が行えること。なお、同テキスト形式変換済み出力ファイルを別途編集し、ファイル読み込みと格納が行えること。また、テキスト形式のファイル出力は、任意の計器を設定して出力が行えること。 (12) 演算機能 格納済データを計器情報により工学値演算が行えること。なお、漏水位値は「JIS ポンプ吐出し量測定方法(JIS B 8302-2022)」に従い漏水量換算が行えること。	
第 13 章 据付及び撤去	受注者は、設計変更が生じ契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。 なお、その経費については、別途協議するものとする。	
1. 一般事項	据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第12節及び第13章第10節によるものとし。特記及び追加事項は次によるものとする。撤去に当たっては、同一配管内の他用途線の有無、他設備への接続の有無等に留意するものとする。	
2. 据 付	(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配置する。 (2) 配線に必要な電線管等は既設を使用するものとし、ケーブル等の配線替えにより不要となる電線管は本工事において撤去するものとする。 また、新たに配管等が必要となる場合は、本工事において施工するものとする。 (3) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。また、末端には適当な大きさの端末処理材及び接続端末等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。 (4) 本工事で更新する機器は、既設の漏水量記録装置ラック内の機器撤去	

項 目	内 容	備 考																	
3. 据付材料	後のスペースに設置するものとする。なお、機器撤去後に空きスペースとなった場合には、ダミーパネルを設置するものとする。 本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 （1）規格及び品質 本工事で据付時に使用する主要材料の規格および品質は、下記によるものとする。 1) 電線類 通信ケーブル JIS C 3401 （2）見本又は資料の提出 下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>電 線</td><td>カタログ等、試験成績書等</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>カタログ等、試験成績書等</td></tr></table> その他の主要材料とは、第12章に示す新設・更新に関わる機器である。	材 料 名	提 出 物	電 線	カタログ等、試験成績書等	その他主要材料	カタログ等、試験成績書等												
材 料 名	提 出 物																		
電 線	カタログ等、試験成績書等																		
その他主要材料	カタログ等、試験成績書等																		
4. 撤 去	撤去に当たっては、既存施設及び流用機器に損傷等を与えないよう十分留意するものとする。なお、撤去機器等は以下のとおりである。 （1）データ集録・処理装置 1 台 （2）データロガー（内蔵ユニット含む） 2 台 （3）水圧式水位計（水位計変換器含む） 2 台 （4）信号ケーブル（CVV-S1.25sq-4C） 約700m																		
第14章 試験及び検査																			
1. 検測又は確認 （施工段階確認）	（1）本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については監督職員の指示により変更する場合がある。 （2）下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 （3）工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。 （4）遠隔確認の実施については、「近畿農政局施設機械工事共通事項書 12. 工事現場等における遠隔確認について」により決定する。 <table><tr><th>工 種</th><th colspan="2">確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">漏水量・堤体 変位観測機器</td><td>単体試験</td><td>品質管理</td><td>製作時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>据付状態</td><td>出来形管理</td><td>現場据付時</td><td></td><td></td></tr></table>	工 種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考	漏水量・堤体 変位観測機器	単体試験	品質管理	製作時			据付状態	出来形管理	現場据付時			
工 種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考														
漏水量・堤体 変位観測機器	単体試験	品質管理	製作時																
	据付状態	出来形管理	現場据付時																
2. 既済部分検査	受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。																		
第15章 総合試運転調整	（1）総合試運転調整を機器更新後に行うので、調整方式を記載した調整計画書を監督職員に提出し、承諾を得た後、調整を入念に行い、調整計画書の試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。 （2）総合試運転調整後、監督職員に現地試験データ及び調整結果の確認を受けるものとする。																		
第16章 施工管理等																			
1. 主任技術者等の資格	主任技術者または監理無技術者の資格は、入札公告によるものとする。																		
2. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項について																		

項 目	内 容	備 考				
3. 工程管理	ては、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。 受注者は、工事施工中において計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。					
第 17 章 条件変更の 補足説明	工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) 遠隔確認に係るもの (6) その他本仕様書に定めのないもの					
第 18 章 その他						
1. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書（施）第 1 章 1－1－2 6 及び第 1 章 1－1－2 8 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 工事完成図書の電子媒体（CD-R 等）正副 2 部 (2) 工事関係書類等の出力 1 部（電子媒体の出力、市販ファイル綴で可）					
2. 週休 2 日による 履行実績取組証 明書の発行	(1) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (2) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。					
3. 書類限定検査の 実施	(1) 検査職員による検査について、下記の 9 書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。 <table><tr><td>① 施工計画書</td></tr><tr><td>② 施工体制台帳（下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。）</td></tr><tr><td>③ 打合簿（協議）</td></tr><tr><td>④ 打合簿（承諾）</td></tr></table>	① 施工計画書	② 施工体制台帳（下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。）	③ 打合簿（協議）	④ 打合簿（承諾）	
① 施工計画書						
② 施工体制台帳（下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。）						
③ 打合簿（協議）						
④ 打合簿（承諾）						

項 目	内 容	備 考
	⑤ 打合簿（提出）	
	⑥ 出来形管理図表	
	⑦ 品質管理図表	
	⑧ 工事材料品質証明書	
	⑨ 工事写真	
	（２）対象工事 土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書に基づき実施している工事を対象とし、「低入価格調査対象工事」及び「施工中、監督職員より文書等により改善指示を発出された工事」は対象外とする。 （３）書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力する。	
４．木材利用の促進	受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合には、これに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。	
５．現場環境改善費	実施が困難又は効果が期待できない工事であるため、対象外とする。	
第 19 章 定めなき事項	（１）契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。 （２）この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

令和 7 年度

十津川紀の川直轄管理事業

大迫ダム漏水量・堤体変位観測装置更新工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. その他設備工				
(1) その他設備工				
その他設備工		式	1.000	
データ集録・処理装置（漏水量・堤体変位）		台	1.000	
FAPC用ソフトウェア		式	1.000	
データロガー（内蔵ユニット含む）		台	1.000	
ダミーパネル		枚	2.000	
ディスプレイ・キーボード・マウス		式	1.000	
既設収納ラック改造		式	1.000	
その他雑材		式	1.000	
浮力荷重式水位計		台	2.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1) 運搬工				
運搬工		式	1.000	
輸送費（電気通信設備）	0.043ton, 487km	式	1.000	
2. その他設備工（撤去・据付・調整）				
(1) その他設備工（撤去・据付・調整）				
データ集録・処理装置（撤去、据付・調整）	撤去1台、据付・調整1台	式	1.000	
電気通信技術者		人	2.500	
電気通信技術員		人	2.000	
技術者間接費（電気通信技術者）	情報処理設備, 170.0, データ集録・処理装置, 2.5	式	1.000	
技術者間接費（電気通信技術員）	情報処理設備, 170.0, データ集録・処理装置, 2	式	1.000	
データロガー（撤去、据付・調整）	撤去2台、据付・調整1台	式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
電気通信技術者		人	3.000	
電気通信技術員		人	1.500	
水位計（撤去・据付・調整）	撤去2台、据付・調整2台	式	1.000	
電気通信技術者		人	3.000	
電気通信技術員		人	3.000	
信号ケーブル（撤去）	700m（右岸漏水桝300m、左岸漏水桝400m）	式	1.000	
電工		人	19.250	
信号ケーブル（敷設）	700m（右岸漏水桝300m、左岸漏水桝400m）	式	1.000	
信号ケーブル	CVV-S 1.25sq-4C	m	700.000	
電工		人	38.500	
総合試運転調整		式	1.000	
電気通信技術者		人	3.000	
電気通信技術員		人	3.000	